

# 平成18年第4回防府市議会定例会会議録（その1）

平成18年12月4日（月曜日）

## 議事日程

平成18年12月4日（月曜日）

午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 許可第 1号 防府市議会議長の辞職について（追加）
- 5 選挙第 1号 防府市議会議長の選挙について（追加）
- 6 選挙第 2号 防府市議会副議長の選挙について（追加）
- 7 議席の一部変更について（追加）
- 8 選任第 6号 防府市議会常任委員会委員の選任について
- 9 選任第 7号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 10 議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）
- 11 認定第 2号 平成17年度決算の認定について  
(一般・特別会計決算特別委員会委員長報告)
- 12 選任第 5号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 14 報告第20号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 15 報告第21号 専決処分の報告について  
報告第22号 専決処分の報告について
- 16 議案第88号 職員の給与に関する条例中改正について
- 17 議案第89号 防府市職員退職手当支給条例中改正について
- 18 議案第90号 防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について
- 19 議案第91号 防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について
- 20 議案第92号 防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について
- 21 議案第96号 山口県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 22 議案第93号 平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）  
議案第97号 平成18年度防府市一般会計補正予算（第6号）
- 23 議案第94号 平成18年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2

号)

議案第95号 平成18年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

24 議案第98号 防府市暴走行為等の根絶の促進に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員(30名)

1番	行重延昭君	2番	原田洋介君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	斉藤旭君	6番	横田和雄君
7番	弘中正俊君	8番	藤本和久君
9番	山本久江君	10番	重川恭年君
11番	三原昭治君	12番	木村一彦君
13番	安藤二郎君	14番	平田豊民君
15番	田中敏靖君	16番	藤野文彦君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	伊藤央君	20番	松村学君
21番	佐鹿博敏君	22番	大村崇治君
23番	河村龍夫君	24番	山下和明君
25番	馬野昭彦君	26番	深田慎治君
27番	山田如仙君	28番	中司実君
29番	田中健次君	30番	久保玄爾君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君

生活環境部長	黒 宰 満 君	産業振興部長	桑 原 正 文 君
土木都市建設部長	金 子 正 幸 君	土木都市建設部理事	藤 本 澄 夫 君
健康福祉部長	山 下 陽 平 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教育次長	和 田 康 夫 君	水道事業管理者	吉 田 敏 明 君
水道局次長	井 上 孝 一 君	消 防 長	松 永 政 己 君
監 査 委 員	大 木 孝 好 君	監 査 委 員	平 田 豊 民 君

事務局職員出席者

議会事務局長	檜 垣 健 次 君	議会事務局次長	徳 富 健 司 君
事務局次長補佐	中 村 淳 二 君	事務局主査	梶 山 範 雅 君
事務局主任	片 岡 和 史 君		

午前 10 時 5 分 開会

議長（久保 玄爾君） ただいまから平成 18 年第 4 回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。12 番、木村議員、13 番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（久保 玄爾君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 18 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 18 日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

許可第1号防府市議会議長の辞職について（追加）

議長（久保 玄爾君） さて、私は都合により議長の辞職願を副議長に提出いたしておりますので、お諮りします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

私の一身上の事柄に関することとございますので、これより除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

〔議長退席〕

副議長（行重 延昭君） それでは、かわりまして議事を進行させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議長の辞職願を局長より朗読させます。

議会事務局長（檜垣 健次君） それでは朗読いたします。

辞職願

私儀、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い申し上げます。

平成18年12月4日

防府市議会議長 久保玄爾

防府市議会副議長 行重延昭様

以上でございます。

副議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本件については、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ではここで、久保前議長より辞職のごあいさつをいただきたいと思います。

〔前議長 久保 玄爾君 登壇〕

30番（久保 玄爾君） 議長を辞任するに当たりまして、皆様に一言ごあいさつ申し上げます。

顧みますと、平成16年12月、市議会臨時会におきまして、議員各位の温かい御支援によりまして御推挙いただき、市議会議長の要職につかせていただきました。以来、2年の間、浅学非才な身でありながらも、一意専心、市政の発展と円滑な議会運営にひたすら

精進してまいったつもりでございますが、皆様方の御期待に十分沿い得なかったことをおわび申し上げる次第でございます。

今後とも、皆様とともに、市政発展のため、市民福祉の増進のために全力を尽くしてまいりたいと存じますので、相変わらずの御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

また、松浦市長をはじめ理事者各位におかれましては、格別の御支援、御協力をいただき、その任務を曲がりなりにも果たし得たことにつきましては、心から御礼申し上げます。

簡単ではございますが、議長退任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

副議長（行重 延昭君） それでは、甚だ僭越ではございますが、議員を代表いたしまして、久保前議長に一言謝辞を申し上げます。

〔副議長 行重 延昭君 登壇〕

副議長（行重 延昭君） まことに僭越でございますが、議員を代表いたしまして、久保前議長に一言謝辞を申し上げます。

久保前議長は、議長就任以来、円満な人柄と卓越した見識で公正な議会運営のために大変な御尽力をいただきました。特に、この2年間は積極的に議会改革にも取り組まれ、すぐれた指導力を発揮されてこられました。ここに、改めて敬意と謝意を表すものでございます。

どうか、今後とも防府市の発展のために従前にも増して御尽力賜りますようお願い申し上げます。謝辞といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

選挙第1号防府市議会議長の選挙について（追加）

副議長（行重 延昭君） それでは、ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

副議長（行重 延昭君） では、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員数は30名でございます。  
投票箱を改めさせます。お願いします。

〔投票箱点検〕

副議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。  
念のために申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

それでは、点呼を行います。局長、お願いします。

〔点呼 投票〕

副議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（行重 延昭君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（行重 延昭君） それでは、これより開票を行います。防府市議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に田中敏靖議員、原田洋介議員の御両名を御指名いたします。

立会人の御両名は前に出てお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。お願いします。

〔開票〕

副議長（行重 延昭君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 30票

無効投票はございません。

有効投票中

行重議員	18票
深田議員	7票
木村議員	2票
安藤議員	3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票でございます。したがいまして、不肖私が議長に当選をさせていただきます。

それでは、ここで就任のごあいさつを申し上げます。

〔議長 行重 延昭君 登壇〕

議長（行重 延昭君） 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつ、お礼を申し上げます。

ただいまは不肖私、皆様の御推挙をいただきまして、議長職をお引き受けすることと相なりました。光栄の至りであり、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私、もとよりの浅学非才な未熟者であり、大役に身の引き締まる思いと責任の重大さを痛感しておるところであります。ここに皆様からの御推挙を受けましたからには、議会と執行部との両輪の下支え役として、また良好な議会運営の役目として、本市の発展と市民福祉の推進に誠心誠意努力いたす所存でございます。先輩、同僚議員の皆様の格別なる御支援、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしく願いを申し上げます。

また、執行部、理事者の皆様におかれましても、ただいま申し上げたとおりのことでございます。あわせてよろしく願いを申し上げます。

以上、まことに簡単で形どおりのごあいさつになりましたけれども、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

選挙第2号防府市議会副議長の選挙について（追加）

議長（行重 延昭君） ただいまの議長選挙によりまして、副議長が欠員となりました。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

議長（行重 延昭君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員数は 30 名でございます。

投票箱を改めさせます。お願いします。

〔投票箱点検〕

議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いします。

それでは、点呼を行います。

議会事務局長（檜垣 健次君） それでは点呼を行います。敬称は省略させていただきます。

〔点呼 投票〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（行重 延昭君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に田中敏靖議員、原田議員、御両名を御指名いたします。

立会人の御両名は前に出て、よろしく願いをいたします。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

議長（行重 延昭君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数 30 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 30 票

有効投票中

河杉議員 15 票

馬野議員 13 票

山本議員 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 8 票でございます。よって、河杉議員が副議長に当選されまし

た。

ただいま副議長に当選されました河杉議員に、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。

〔当選告知〕

議長（行重 延昭君） これより副議長に当選されました河杉議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 河杉 憲二君 登壇〕

副議長（河杉 憲二君） 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、不肖私、多数の皆様方の御推挙をいただきまして副議長の要職につかさせていただくことになり、この上もない光栄と存じております。また同時に、その職務の重大さを痛感するものでございますが、人格、識見とも卓越された行重議長の、さらに先輩、同僚議員の皆様方の御支援をいただきまして、この職責を果たしてまいる所存でございます。

理事各位におかれましても、格別の御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

まことに簡単ではございますけれども、就任のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

議長（行重 延昭君） ここで、市長から執行部を代表して新旧正副議長にあいさつを申し述べられます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 執行部を代表いたしまして、久保前議長さん、行重前副議長さんへの御礼と、新たに就任されました行重議長さん、河杉副議長さんにお祝いを申し上げます。

久保前議長さんには一昨年12月から2年間、また行重前副議長さんには昨年の12月から1年間、円滑な議会運営を図られ、その成果を上げられたところであります。議長さん、副議長さんの適切な御指導、御助言のおかげをもちましてスムーズな行政運営を図ることができましたことを、心から御礼申し上げる次第でございます。今後とも引き続き市政発展のため、御指導、御尽力賜らんことをお願い申し上げます。

新たに御就任されました行重議長さん、河杉副議長さん、まことにおめでとうございませう。心からお祝いを申し上げます。どうか、お二方におかれましては、すぐれた見識と行動力を十分に発揮され、市政の発展にさらなる御尽力をいただきますようお願い申し上げますとともに、私ども執行部に対しましても一層の御指導、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上、甚だ粗辞ではございますが、執行部を代表いたしまして御礼とお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議席の一部変更について（追加）

議長（行重 延昭君） それでは、正副議長の選挙に伴いまして、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。正副議長の議席につきましては、慣例により議長は30番、副議長は1番とすることになっております。このたびも、議長30番、副議長1番と取り扱うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、正副議長は慣例のとおりとし、久保議員は3番に議席の一部を変更することにいたしました。

それでは、ただいま決定しました議席にそれぞれ御着席お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

選任第6号防府市議会常任委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第6号を議題といたします。これより各常任委員会委員の選任を行います。

選任の方法につきましては、慣例により、各議員から第1希望、第2希望の申告書を提出していただき、その割り振りを議長並びに各会派の会長で調整の上、所属決定をしております。この方法により実施したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

ただいまから事務局より希望委員会申告書を配付させますので、御記入をお願いいたします。

〔申告書 配付〕

議長（行重 延昭君） 御記入が終わりましたら、事務局職員が回収いたしますのでお渡しをお願い申し上げます。

それでは、調整につきまして、議長並びに会派の会長に御一任の了承を得ましたので、調整の間しばらく休憩したいと思います。

なお、調整の段階で御相談申し上げることもいろいろあるかと思いますので、それぞれ会派控室で待機していただくようお願いいたします。

執行部、理事者側の方も、ひとつその旨お控えになってもよろしゅうございますので、お伝えをしておきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 42 分 休憩

午前 11 時 30 分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

各常任委員会の構成ができましたので、事務局長より報告をいたさせます。

議会事務局長（檜垣 健次君） 御報告申し上げます。敬称は省略し、順不同ではございますが、御了承願います。

総務委員会、安藤議員、伊藤議員、今津議員、高砂議員、田中敏靖議員、藤野議員、松村議員、三原議員。

次に、教育民生委員会、河杉副議長、河村議員、木村議員、斉藤議員、田中健次議員、弘中議員、藤本議員、山根議員。

次に、経済委員会、佐鹿議員、重川議員、中司議員、原田議員、深田議員、山下議員、山本議員。

次に、建設委員会、馬野議員、大村議員、久保議員、平田議員、山田議員、横田議員、行重議長。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） それでは、各常任委員会委員の選任については、防府市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、ただいま報告したとおりそれぞれ御指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいまの報告のとおり常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、常任委員会正副委員長の互選をお願いいたします。委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

委員会の開催場所を申し上げます。総務委員会は 1 階、第一委員会室、教育民生委員会

は1階、第一応接室、経済委員会は1階、談話室、建設委員会は1階、議会運営委員会室、以上ですので、よろしく願いいたします。

それでは、委員長、副委員長が決まるまで暫時休憩をいたします。

午前 11時 32分 休憩

午前 11時 49分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。局長、お願いします。

議会事務局長（檜垣 健次君） 総務委員長、安藤議員、同副委員長、三原議員、教育民生委員長、弘中議員、同副委員長、斉藤議員、経済委員長、重川議員、同副委員長、原田議員、建設委員長、山田議員、同副委員長、横田議員、以上でございます。

議長（行重 延昭君） 以上のとおり、委員長、副委員長が決定をいたしました。以上でございます。

ここで、昼食のために1時まで休憩といたします。

午前 11時 49分 休憩

午後 0時 59分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

選任第7号防府市議会運営委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第7号を議題といたします。これより議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第8条の規定により、指名をいたします。事務局から報告をさせます。

議会事務局長（檜垣 健次君） 御報告申し上げます。敬称を省略し、順不同ではございますが、御了承願います。

馬野議員、大村議員、河村議員、弘中議員、深田議員、山根議員、以上でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告をいたしましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員に、ただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

なお、防府市議会委員会条例第4条第2項の規定により、議会運営委員会の委員定数は10名となっており、ただいまのところ4名の欠員を生じております。この定数に満たない部分の選出方法については、本議会の申し合わせにより、協議の上、決定することになっております。ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催の上、ただいま選任されました6名の委員の方に御協議をお願いしたいと思います。委員の方は1階第一委員会室にお集まりください。

なお、委員以外の皆さんには、委員選出のため、会派内での協議等が必要な場合がございますので、各会派の部屋で待機されるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。よろしくようお願いいたします。

午後 1時 休憩

午後 1時20分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、欠員が生じております4名につきましては、息吹、新人クラブ、日本共産党、みどりの会からそれぞれ1名を選出することになり、4会派内で協議が行われ、委員が選出されましたので、事務局長より報告をいただきます。

議会事務局長（檜垣 健次君） 報告いたします。

敬称を省略し、順不同ではございますが、御了承願います。

原田議員、三原議員、山本議員、藤本議員、以上でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告いたしましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々が選任されました。

ここで議会運営委員会の正副委員長の互選を行います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩とします。委員の方は1階第一委員会室にお集まりください。

午後 1時21分 休憩

午後 1時31分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので御報告をいたします。

委員長に馬野議員、副委員長に三原議員、以上でございます。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）

議長（行重 延昭君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題といたします。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてお諮りいたします。議会運営委員長から、所管事項のうち防府市議会会議規則第96条の規定によって、1、次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査、2、議会運営に関すること、3、会議規則、委員会条例等に関すること、4、議長の諮問に関すること、5、議会運営の効率化の調査等について、地方自治法第109条第6項の規定による特定事件として閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり、申し出の事件について、閉会中もなお調査・研究を行い、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中の継続審査とし、その他の事件についてはその調査・研究等が終了するまでの間、これを特定事件として審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、申し出の事件を地方自治法第109条第6項の規定による事件とし、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については議員の任期中、その他の事件についてはその調査・研究が終了するまでの間、審査に付することに決定いたしました。

認定第2号平成17年度決算の認定について

（一般・特別会計決算特別委員会委員長報告）

議長（行重 延昭君） 認定第2号を議題とします。本件については、さきの9月定例会で上程され、一般・特別会計決算特別委員会に付託の上、閉会中に審査いただきましたので、委員長の報告を求めます。藤本特別委員長。

〔一般・特別会計決算特別委員長 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） 認定第2号平成17年度決算の認定につきまして、去る10月16日、17日、18日、19日に、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算の認定につきましては、決算書並びに成果報告書を参考にしながら、各会計ごとに、その執行状況等について審査を行ったものでございます。

初めに、一般会計決算の概要について申し上げます。

予算現額396億4,124万4,663円に対して、収入済額は、389億9,300万4,054円、支出済額は、380億1,253万8,009円となり、歳入歳出差引額は、9億8,046万6,045円の歳入増となっておりますが、繰越明許費及び継続費繰越金として翌年度へ繰り越すべき財源、1億4,746万2,125円を控除した実質収支は、8億3,300万3,920円の黒字決算となっております。

次に、特別会計の概要につきましては、設置されている12会計のうち、歳入歳出差引額を翌年度へ繰り越しているものが5会計、歳入・歳出額が同額となっているものが4会計、差引歳入不足額を翌年度歳入の繰上充用金をもって補てんされているものが3会計となっております。

それでは、主な質疑・要望等につきまして、各常任委員会所管ごとに御報告申し上げます。

まず、総務委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「三位一体改革をめぐる影響額はどうか」との質疑に対し、「国庫補助負担金の廃止、あるいは縮減による影響額は約1億3,000万円で、一方、税源移譲分は約4億1,000万円となっております。地方交付税は、普通交付税で約2億5,000万円の減少となっております」との答弁でございました。

また、「市債と基金の状況はどうか」との質疑に対し、「市債残高は、17年度末で約391億円、基金残高は、特定目的を持った基金も合わせ、約78億2,000万円で、近年では、市債は一番小さく、基金は一番大きくなっています。将来の廃棄物処理施設や新体育館の建設などの大型事業に対応できるよう、市債は極力抑制し、基金も財政規律を堅持しつつ、積み立てを行っております」との答弁がございました。

次に、「自治体の財政状況を反映する実質公債費比率の点から、防府市の状況はどうか」との質疑に対し、「本市の実質公債費比率は、15.7%で、県内でも3番目によい状況にありますが、これが18%を超えると、起債が許可制となるため、今後の大型事業に係る起債を考慮すると、十分に注意を払う必要があります」との答弁でございました。

また、「職員研修では、参加人員を増やし、民間企業との交流研修も考慮すべきことや、

生活バス路線運行費補助金は、年々増加の状況にあるので、そのあり方についての結論を早い時期に出してほしい」との要望がございました。

次に、教育民生委員会所管につきまして、御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「平成17年度は、学校支援員を15名配置しているが、各学校への配置はどのように決定したのか」との質疑に対し、「学校支援員の配置につきましては、各学校から希望を聞きまして、教育委員会学校教育課の指導係が学校現場に赴き、その実態を調査し、決定いたしております」との答弁がありました。

また、「母子家庭高等技術訓練促進費の決算額が、当初予算の123万6,000円を上回る494万4,000円となっているが、どの程度の利用があったのか」との質疑に対し、「平成17年度につきましては、いろいろとPRを行った結果、7件の応募がございました。内容といたしましては、看護師の資格取得が多く、次いで保育士、美容師等でございます」との答弁がありました。

これに対して、「この制度は母子家庭の方が、特別な知識や技術を持って自立をし、生活を支えたいということでの取り組みとしては、大変期待が大きいので、さらに、制度を充実してほしい」との要望がございました。

次に、経済委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「中山間地域直接支払制度の交付金が当初予算よりかなり減額となっているが、その理由は何か」との質疑に対して、「中山間地域直接支払制度につきましては、平成17年度から2期目となっております。当初予算では、1期目で事業実施した5地区の予算計上をしましたが、久兼上地区については、2期目の対象とならなかったためです」との答弁がございました。

また、「防府市中小企業振興資金貸付金について、利用が少ないが、この状況をどのように考えているのか」との質疑に対し、「昨年度の利用は少なくなっておりますが、ことしに入り、利用件数が伸びてきており、景気の回復が影響しているのではないかと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「商売をやる方にとって、借りやすい制度になるよう、さらに制度の見直しも含めて、今後検討していただきたい」との要望がございました。

次に、建設委員会所管事項につきまして、御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「共同排水路施設整備費が全額不執行となっているが、これは制度が実態に合わないのか、PRが足りないのか、せっかくの制度の利用が全くないという状況を、どのように考えたらよいか」との質疑に対し、「公共性があると判断している住居戸数の要件から外れている要望が多く、未執行になっております。制度のPRは、

もう少し必要だと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「せっかくよい制度があるので、市民にとって利用しやすいものにしていくにはどうしたらよいか、研究してほしい」との要望がございました。

さらに、「市営住宅の修繕料は当初予算に対しほぼ満額使われているが、要望に対する積み残しはあるか」との質疑に対し、「緊急性がある修繕については、積み残しがないように対応しております。要望に対しては、修繕で対応できるものを判断して実施しております」との答弁がございました。

続きまして、各特別会計決算でございますが、「国民健康保険事業特別会計」決算の審査の過程におきまして、「平成17年度は、医療分、介護分とも保険料率の値上げがされており、市民にとっては、かなりの負担となり大変厳しい状態となっているが、改めてその状況をどのように見ているのか」との質疑に対し、「保険料の値上げについては、平成14年10月の法改正で、老人保健制度への移行年齢が70歳から75歳へ変わったことにより、新たに70歳になられる方の医療費が国保会計から支払われております。そのため、医療費の増が見込まれましたので、値上げしたものでございます」との答弁がございました。

なお、競輪事業、索道事業、と場事業、青果市場事業、同和地区住宅資金貸付事業、土地取得事業、駐車場事業、交通災害共済事業、老人保健事業、介護保険事業、公共下水道事業、各会計決算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、「一般会計において、第3次行政改革後期計画に基づき、市民生活に直接影響がある項目での民間委託の推進が行われており、さらに、敬老祝い金の減額、生活保護費の見舞金の廃止や就学援助対象額の引き下げなど細かく住民サービスが削られている。また、国の税制改正により市民の負担は一層増えており、高齢者や障害者、生活保護などあらゆる福祉の分野で利用者負担増とサービス削減が行われており、これまで市民が築いてきた独自の制度まで、細かい部分に立ち入った改悪が行われている。その他、市民生活にかかわるさまざまな問題点も当初予算の審議の際に指摘をし、改善を求めてまいりましたが、当初予算で反対いたしました内容がそのまま執行されていること、次に、国民健康保険事業特別会計において、保険料の大幅な値上げが行われており、収支の悪化を市民への負担増で乗り切ろうとしている。また、経済的困難に陥っている保険料の納付者に対して、条例で定める保険料の申請減免の充実が改善されていないこと」との反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（行重 延昭君） ただいまの一般・特別会計決算特別委員長の報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結して討論を求めます。9番。

9番（山本 久江君） 認定第2号平成17年度決算の認定につきましては、一般会計決算及び特別会計のうち国民健康保険特別会計につきまして、日本共産党は反対の立場から討論を行いたいと思います。

一般会計の決算状況は、国の三位一体改革による国庫補助負担金の縮減、廃止や地方交付税の削減等、地方財政を取り巻く環境が大変厳しい中、地方税、地方譲与税等の増加、市の行政改革による影響で市債現在高は過去10年間で最低の391億円余りとなり、その一方で積立基金現在高は最高の78億円となっております。平成17年度から導入されました実質公債費比率や経常収支比率などの財政指標も、県平均を下回るよい状況となっております。2市4町の合併協議から単独市政を選択した防府市が、市民の立場でほかの自治体にはないその独自性を発揮しながら市政運営を行って、住民の福祉の増進という自治体本来の使命を果たして、切実な市民要望にこたえていくことが重要だと考えております。

しかし、17年度から始まりました第3次行政改革後期計画では、市民生活に直接影響がある項目での民間委託の一層の推進が行われておりまして、また敬老祝い金の減額や生活保護費の夏・冬見舞金の廃止、あるいはまた就学援助の対象額の引き下げなど、細かく住民サービスが削られました。国の税制改正により、市民の負担は一層増える中で、高齢者や障害者、生活保護などあらゆる福祉の分野で利用者負担増とサービス削減が行われております。19億円を超える多額の市費が投入されました市街地再開発事業が進められる一方、これまで市民が築いてまいりました独自の制度まで細かい部分に立ち入った改悪が行われました。そのほか、市民生活にかかわるさまざまな問題点も指摘をし、当初の予算では改善も求めてまいりましたけれども、当初予算で反対した内容がそのまま執行されておりますので、一般会計には認定しがたい態度を表明いたします。

また、国民健康保険の特別会計につきましては、平成17年度は保険料率、すなわち医療分の所得割が8%から8.9%に、均等割が2万5,000円から2万8,000円に、平等割がさらに2万1,400円から2万4,400円にと、さらに介護分の所得割が1.8%から2%にと大幅な保険料の値上げが行われました。これまでも、所得の1割を超える保険料に、市民から払いたくても払えないという声が寄せられておりましたが、この引き上げはまさに耐え難いものとなっております。収支の悪化をそのまま市民への負担

増で乗り切ろうというこのやり方を改めるよう求めてまいりましたけれども、そのまま執行をされております。

さらに、短期保険証、資格証明書の発行が行われており、特に資格証明書は、昨日もテレビでやっておりましたけれども、医療機関にかかった場合、窓口で全額を払わなければならないために、実際病気になっても医者に行けない状況に追い込まれ、手おくれとなる場合があります。全国的にも社会問題となっております。このような保険証の発行はやめるべきだと考えます。

さらに、さまざまな事情で経済的困難に陥っている人に対して、条例で定める保険料の申請減免の充実についても求めてまいりましたけれども、改善をされておられません。

以上の理由で、国保会計につきましても認定しがたい態度を表明いたします。

以上です。

議長（行重 延昭君） 29番。

29番（田中 健次君） 認定第2号については、当初予算審議の際に反対をいたしました予算が執行されていますので、反対をいたします。

一般会計では、敬老祝い金の改悪、行革による民間委託、街なかぶらっとバスや学校図書館司書の廃止など、市民生活に直結するさまざまな課題について、もう少しきめ細かな予算措置がされるべきであるということ、また住基ネットにかかわるものが計上されていること、さらに、憲法の言う応能負担原則から消費税を使用料等に上乘せすることは問題があります。

国保会計では、国保料の引き上げをしていますが、市は繰入額を増やすなどして国保料の引き上げを抑える努力をすべきでありました。

介護保険では、介護保険の導入によって低所得者層に負担を強い、また逆に高所得者層の負担を軽減するなど、応能による福祉制度を根底から変えるもので、反対であります。

さらに、索道、と場、青果市場、公共下水道、駐車場については、一般会計で述べた消費税が付加されており、問題です。

以上、反対討論を申し上げました。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りします。

本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

認定第2号については、一般・特別会計決算特別委員長の報告のとおり、これを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、認定第2号については、これ

を認定することに決しました。

選任第5号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第5号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第5号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、田村京子氏、笠原高六郎氏、中谷安彦氏の三氏が12月17日をもって任期満了となりますので、委員の選任についてお願いするものでございます。

田村委員につきましては、平成6年12月から4期12年間にわたり、本市の固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただきました。ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

笠原委員、中谷委員につきましては、引き続き委員としてお願いするとともに、新たに山本好子氏を委員としてお願いするものでございます。

山本氏は、昭和42年4月から昭和53年6月まで司法書士木原茂事務所に勤務された後、昭和59年1月からは山本三喜夫司法書士事務所に勤務されております。

いずれの方も知識と経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第5号については、

これに同意することに決しました。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて

議長（行重 延昭君） 承認第6号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 承認第6号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、去る6月23日の豪雨により道路肩が崩壊した市道中関西浦線の復旧工事を実施することに伴い、平成18年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りするいとまがございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

今回の補正の内容につきましては、歳出では復旧工事に伴う工事請負費等の経費を計上し、歳入では国庫支出金及び市債の増額分を計上するとともに、これらの収支差を予備費で調整したものでございます。

御承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第6号については、これを承認することに決しました。

報告第20号有限会社野島海運の経営状況報告について

議長（行重 延昭君） 報告第20号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第20号有限会社野島海運の経営状況報告について、御説明申し上げます。

去る11月16日、定時株主総会において、平成18年度決算及び平成19年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を報告するものでございます。

まず、平成18年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと1,077万4,969円の黒字となっております。これにより、前期繰越損失金8,407万5,430円を合わせた7,330万461円が次期繰越損失金として処理されました。

平成19年度も、引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路の決定を受けておりますので、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定されることになっております。

次に、平成19年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに事業の合理化を図ってまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、御報告にかえさせていただきます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で報告第20号を終わります。

報告第21号専決処分の報告について

報告第22号専決処分の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第21号及び報告第22号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第21号及び報告第22号の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅及び改良住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催

告にもかかわらず家賃を納付しない入居者2人について、本年11月9日に山口地方裁判所へ市営住宅及び改良住宅の明け渡し並びに滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅及び改良住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力いたしておるところでございますが、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で報告第21号及び報告第22号を終わります。

議案第88号職員の給与に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第88号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第88号職員の給与に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、国に準じて給与制度の構造を見直すとともに、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

改正の主な内容を申し上げますと、1点目は、給料表の水準を平均4.8%引き下げるとともに、職務の級の構成を9級制から8級制に再編するものでございます。

2点目として、勤務実績をきめ細かく反映させるため、現行の1号俸を4号給に分割し、また、昇給時期を年1回に統一し、その期間を良好な勤務成績で勤務した場合の昇給の号給数を4号給とするものでございます。

このほかに、新給料表への切りかえにより給料が下がる職員に対して、本条例の施行日の前日における給料月額を保障する経過措置などを規定するとともに、所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。12番。

12番（木村 一彦君） 議案第88号に日本共産党は反対したいと思います。

この議案は、市職員の給与制度について先ほど理事者の御説明がありましたが、第1に、給料表の水準を平均4.8%引き下げる、第2に、職務職責給与制度への転換を図ることを主な内容としております。

これによりますと、新年度から現給保障がされるので、現在もらっている給与が直ちに引き下げられることはないといたしましても、年間、係長で37万1,000円余り、課長補佐で47万8,000円余り、課長で51万8,000円余り、部長で16万1,000円余り年収が下がることとなります。特に、子どもの教育費など最も金がかかる年代の家計が集中的に打撃を受けることとなります。

また、職務職責給与制度への移行によりまして、基本的にはポストにつかなければ昇給できない、また人事考課システムと査定昇給制度の導入が予定されておりますが、これによりまして基本的には上司の評価によって昇給が決まるということになってしまいます。必然的に、市民よりも上司の目を気にする公務員を大量につくり出すことになりかねません。

今回の改定は、結局、総体としての公務員給与の削減、人件費の削減が大きな目的だと考えますが、これまで何回も指摘してきましたとおり、公務員の給与引き下げは民間の給与引き下げの引き金となり、全体として勤労国民の所得を引き下げる悪循環を加速することとなります。市内の経営の中でも大きな比重を占める市役所職員の所得が低下することになれば、それは低迷している市の経済にさらに深刻な影響を与えることは明らかであります。

よって、この議案に反対いたしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第88号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第88号については、原案のとおり可決されました。

議案第89号防府市職員退職手当支給条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第 89 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 89 号防府市職員退職手当支給条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、国に準じて退職手当制度の構造を見直すとともに、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、1 点目は支給率の見直しでございます。中期勤続者の支給率を引き上げ、長期勤続者の支給率を微減するとともに、段差の少ない緩やかな構造となるよう見直すものでございます。

2 点目は、調整額の新設でございます。現行の退職手当の額は、退職日の給料月額に退職理由別、勤続期間別支給率を乗じて得た額としておりますが、今回の改正では、この額を退職手当の基本額とし、これに一定期間の職務内容に応じた調整額を加えた額を退職手当の額とするものでございます。

このほかに、本条例の施行に関し、必要な経過措置を設けるとともに、所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。12 番。

12 番（木村 一彦君） 日本共産党は、この議案第 89 号に反対いたしたいと思いません。

理由は、先ほどの議案第 88 号のときに申しましたことと基本的に同じ理由で反対したいと思いません。

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第 89 号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 90 号防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第 90 号を議題といたします。理事者の補足説明をお願いいたします。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 90 号防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、廃棄物の処理手数料及び処分費用並びに許可申請手数料を改定し、あわせて廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う条文の整備をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、平成 9 年 7 月の改定以来据え置いている家庭系廃棄物のうち、臨時の申し込みにより市が収集、運搬する場合の処理手数料並びに事業系廃棄物の処理手数料及び処分費用並びに一般廃棄物処理業者等の許可申請手数料の額について、施設の維持管理費等を勘案し、今回改定をお願いするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第 90 号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第 91 号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第 91 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第 91 号防府市中心市街地事業所等設置奨励条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の改正に伴い、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第91号については、原案のとおり可決されました。

議案第92号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第92号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第92号防府市消防団員等公務災害補償条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されましたので、本市もこれに準じて改正しようとするものでございます。

内容につきましては、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、これまで条例で定めておりました非常勤消防団員等の傷病補償年金等に係る傷病等級ごとの障害等について規則で定めることとするもの及び所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第92号については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第96号山口県後期高齢者医療広域連合の設立について

議長（行重 延昭君） 議案第96号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第96号山口県後期高齢者医療広域連合の設立について、御説明申し上げます。

本案は、平成20年4月から開始する後期高齢者医療の事務を処理するため、山口県後期高齢者医療広域連合を設立しようとするものでございます。

内容につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律として施行されることになっており、同法第48条の規定により、市町村は、後期高齢者医療の事務を処理するため、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされております。

当該広域連合については、同法施行の準備のため、平成18年度末までに設立することとされておりますので、このたび、新たに山口県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、お手元にお示ししておりますとおり県内の他市町と協議し、規約を定めようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第96号については、教育民生委員会に付託と決しました。

議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）

議案第97号平成18年度防府市一般会計補正予算（第6号）

議長（行重 延昭君） 議案第93号及び議案第97号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 嘉村 悦男君 登壇〕

助役（嘉村 悦男君） 議案第93号及び議案第97号につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、議案第93号平成18年度防府市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,198万7,000円を追加し、補正後の予算総額を369億7,823万8,000円といたしております。

次に、第2条の地方債の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、農業施設整備事業、災害復旧事業及び減税補てん債について限度額の変更をいたすものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページの地方特例交付金につきましては、本年度の交付額が決定したことに伴い、当初予算との差額を補正いたすものでございます。

次に、6ページから11ページまでの国・県支出金につきましては、土木施設災害復旧費負担金及び認定農業者利用権設定支援事業費補助金の増額補正を計上いたすとともに、事業実施の延期に伴う坂本真尾線の道路事業費交付金、単価改定に伴う地区民生委員協議会補助金及び事業の中止に伴う単県農山漁村整備事業費補助金等の減額補正を計上いたしております。

次に、10ページの寄附金につきましては、防府市桑山一丁目の古川ふじ様、東京都世田谷区の山根基世様及び匿名の寄附者3名の方から御寄附をいただきました、社会福祉事業及び図書館整備のための指定寄附金でございます。

次に、12ページの諸収入につきましては、財団法人自治総合センター自治宝くじの助

成金を計上いたしております。

次の市債につきましては、農業施設整備事業、土木施設災害復旧事業に伴う補正及び減税補てん債の本年度の発行可能額が確定したことに伴う補正をお願いいたしております。

続きまして、歳出の主なものについて、御説明申し上げます。

まず、14ページの2款総務費1項総務管理費の地域振興費につきましては、コミュニティー助成事業として採択されました華城地域の収納庫及びテント等の備品整備に要する経費を助成金として計上いたしております。

次に、3款民生費1項社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、民生委員児童委員協議会助成事業補助金及び民生委員児童委員交付金の単価改定に伴う減額補正を計上いたすとともに、先ほど歳入の項で申し上げました指定寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものでございます。

次の人権推進費につきましては、同和福祉援護資金県費補助金の平成17年度償還元金に対する返納金が確定したことに伴う増額補正をお願いいたすものでございます。

また、障害者福祉費につきましては、平成17年度補助事業費の確定に伴う国・県返還金を計上いたしております。

次に、16ページの2項児童福祉費の児童措置費及び児童福祉施設費につきましては、平成16年度の保育所運営費、平成17年度の保育所等機能強化推進費及び平成17年度の児童環境づくり基盤整備事業費の確定に伴う国・県返還金を計上いたしております。

次の3項生活保護費の扶助費につきましては、平成17年度事業費の確定に伴う国庫負担金の返還金を計上いたしております。

次に、18ページの4款衛生費1項保健衛生費の環境衛生費につきましては、自治会一斉清掃に伴う土砂等収集運搬委託料の増額補正をお願いするものでございます。

次の6款農林水産業費1項農業費の農業総務費につきましては、認定農業者の利用権設定面積が増加したことによる補助金の増額補正をお願いするものでございます。

また、農地費につきましては、牟礼小野地区の農免農道整備事業に対する県事業負担金の増額補正を計上いたしております。

次に、20ページの3項水産業費の水産振興費につきましては、漁業経験がない就漁希望者に対し、漁業技術や知識等を習得させ、漁業就業者の増加を図るための新規就業者定着支援事業補助金をお願いするものでございます。

また、漁港建設費につきましては、県費補助から有利な国庫補助の乗りかえのため、富海漁港集落防災安全施設整備工事を減額補正しております。

次の7款商工費の商工振興費につきましては、防府市中小企業振興資金融資制度に係る

信用保証料率軽減の補てんに伴う山口県信用保証協会事務補助金の補正をお願いするものでございます。

次に、22ページの8款土木費1項土木管理費の土木総務費につきましては、降雨等に伴う注意報・警報が多発したことによる時間外勤務手当の増額補正をお願いするものでございます。

次の2項道路橋りょう費につきましては、坂本真尾線の坂本跨線橋耐震補強工事について、JRとの協議により大幅な設計変更となり、見直しを行う必要が生じたので、本年度の工事の取り下げを行うものでございます。

次に、24ページの5項港湾費の港湾建設費につきましては、中関港3号岸壁隣接市有地の保税地域指定に伴うフェンス及び照明施設設置工事費の補正をお願いするものでございます。

次の6項都市計画費の公共下水道費につきましては、特別会計への繰出金を計上いたしております。

次に、26ページの10款教育費4項社会教育費の文化財費につきましては、国府跡発掘調査事務所の遺物を旧図書館へ搬入するための経費等をお願いするものでございます。

次の図書館費につきましては、先ほど歳入の項で申し上げました指定寄附金の一部を図書購入経費に充てるものでございます。

次に、28ページの5項保健体育費の学校給食費につきましては、給食調理業務委託料の入札差金による減額補正を計上いたしております。

次の11款災害復旧費につきましては、去る6月21日以降の大雨に伴い発生した災害について、国の補助を受けて行う土木施設の復旧工事に要する経費をお願いするものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を4億467万2,000円といたしております。

次に、議案第97号平成18年度防府市一般会計補正予算(第6号)について、御説明申し上げます。

歳出において、後期高齢者医療の事務を処理するための山口県後期高齢者医療広域連合の設立に必要な負担金をお願いするとともに、同額を予備費で調整いたしているものでございます。

以上、議案第93号及び議案第97号について御説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長(行重 延昭君) ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第93号については関係各常任委員会に、議案第97号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第94号平成18年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第95号平成18年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（行重 延昭君） 議案第94号及び95号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。助役。

〔助役 嘉村 悦男君 登壇〕

助役（嘉村 悦男君） 議案第94号及び議案第95号につきまして、一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第94号平成18年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳出において、無受診世帯表彰制度の廃止に伴う減額補正、人間ドック受診者数の増加に伴う人間ドック助成補助金の増額補正及び予備費をお願いするものでございます。

次に、7ページの議案第95号平成18年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,750万円を追加し、補正後の予算総額を56億5,331万4,000円といたしております。

また、第2条の地方債の補正につきましては、10ページの第2表にお示しいたしておりますように、起債の限度額を変更いたすものでございます。

次に、今回の補正の内容でございますが、まず歳出の一般管理費において、下水道使用料滞納分の夜間徴収に伴う時間外勤務手当の増額補正をお願いいたすとともに、維持管理費において、古浜ポンプ場の自家用発電機の修理に要する経費をお願いするものでございます。

また、公共下水道建設費において、事業費の増額に伴う時間外勤務手当の増額、浄化センター改築診断設計業務の入札差金による委託料から工事請負費への組み替え、下水道幹線沿いの面的整備を進めるための管渠布設工事費の増額補正及び下水道工事発注業者の倒

産に伴う国庫補助金返還金を計上いたしております。

歳入においては、これらの事業に係る国庫補助金・市債、一般会計からの繰入金及び歳入欠かん補てん収入を計上いたしているものでございます。

以上、議案第94号及び議案第95号について御説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第94号については教育民生委員会に、議案第95号については建設委員会に、それぞれ付託することに決しました。

議案第98号防府市暴走行為等の根絶の促進に関する条例の制定について

議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。

〔11番 三原 昭治君 登壇〕

11番（三原 昭治君） 議案第98号防府市暴走行為等の根絶の促進に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、近年、市内の公共の場所で行われております暴走行為等が市民生活及び少年の健全育成に多大な影響を及ぼすことにかんがみ、暴走行為等の根絶の促進に関する必要な事項を定めることにより、市民生活の安全と平和を確保し、あわせて少年の健全育成に寄与することを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、目的を達成するための市及び市民並びに保護者等のそれぞれの責務を明らかにし、互いに緊密な連携を図りながら、暴走行為の根絶の促進に関する必要な事項を定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査

の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号については教育民生委員会に付託と決しました。

議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、12月11日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後 2時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年12月4日

防府市議会旧議長 久保玄爾

防府市議会新議長 行重延昭

防府市議会 議員 木村一彦

防府市議会 議員 安藤二郎